

# 水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、山梨県の「水」ブランド力の向上を図り、「水」を生かした本県のイメージアップや地域・産業の活性化を推進するため、水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

## (補助金交付の申請)

第3条 委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

## (補助金交付の決定)

第4条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは審査の上、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により委員会に通知するものとする。

## (補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

## (補助金の交付方法)

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 委員会は、概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

## (状況報告)

第7条 委員会は、知事から補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 委員会は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の内容を審査し、補助金交付の決定の内容(変更の承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、委員会に通知する。

(財産の処分の制限)

第10条 委員会は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 委員会は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項の期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 委員会は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 「天に選ばれし、名水の地。山梨。」プロジェクト事業費補助金交付要綱は廃止する。ただし、「天に選ばれし、名水の地。山梨。」プロジェクト事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>やまなし「水」ブランド戦略の推進に資する事業</p>	<p>1 委託料</p> <p>2 備品購入費（1件5万円以上の物品の購入）</p> <p>3 その他知事が必要と認める経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等）</p>	<p>当該経費の10分の10以内</p>	<p>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト委員会  
会 長 氏 名 印

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書 (別紙 1)
  - (2) 事業収支予算書 (別紙 2)
  - (3) その他参考資料

水と森を活用した豊かなやまなし  
創出プロジェクト委員会 会長 殿

山梨県知事 印

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第3号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト委員会  
会 長 氏 名 印

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金  
事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業  
について、次のとおり事業の変更（中止・廃止）をしたいので、水と森を活用した豊か  
なやまなし創出プロジェクト事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

変更（中止・廃止）の理由

変更（中止・廃止）の内容

※参考となる書類を添付すること。

山梨県知事 殿

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト委員会  
会 長 氏 名 印

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-② = ③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払いの理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_

(2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)

口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

様式第5号

番 号  
年 月 日

山梨県知事

殿

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト委員会  
会 長 氏 名 印

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業  
について、水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金交付要綱第  
8条の規定により、次のとおり報告します。

添付書類 (1) 事業報告書 (別紙3)  
(2) 事業収支決算書 (別紙4)  
(3) その他参考資料

様式第6号

番 年 月 日 号

山梨県知事

殿

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト委員会  
会 長 氏 名 印

財産処分承認申請書

水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、水と森を活用した豊かなやまなし創出プロジェクト事業費補助金交付要綱第10条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類